

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成21年6月3日

京都市長 門 川 大 作

1 届出者の氏名及び住所

イズミヤ株式会社

代表取締役 坂田俊博

大阪市西成区花園南一丁目4番4号

2 届出の概要

（1）大規模小売店舗の名称及び所在地

イズミヤ伏見店

京都市伏見区深草出羽屋敷町23番地

（2）変更事項

変更事項	変更前	変更後
ア 大規模小売店舗 を設置する者の氏名	イズミヤ株式会社 代表取締役 林紀男	イズミヤ株式会社 代表取締役 坂田俊博

又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	大阪市西成区花園南一丁目 4番4号	大阪市西成区花園南一丁目 4番4号
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	イズミヤ株式会社 代表取締役 林紀男 大阪市西成区花園南一丁目 4番4号 株式会社やまと 代表取締役 上村昭一郎 大阪府八尾市安中町1-1-29 他20者	イズミヤ株式会社 代表取締役 坂田俊博 大阪市西成区花園南一丁目 4番4号 株式会社ハニーズ 代表取締役 江尻義久 福島県いわき市鹿島町走熊 字七本松27 他14者

(3) 変更年月日

アにあっては平成21年5月21日、イにあっては平成17年4月1日

3 届出年月日

平成21年5月21日

4 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成21年6月3日(水)から平成21年10月4日(月)まで(日曜日、土

曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 提出期限

平成21年10月4日(月)

(産業観光局商工部商業振興課)